

改 正 後	改 正 前
(様式第2－6号) 静岡県 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 1. 取組の推進に関する基本的考え方 静岡県は、農業者の高齢化・減少等に伴う集落機能の低下と担い手の不足等から農地や農業用水等の資源の保全管理が困難になっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の農業の持つ多面的機能の発揮への県民の要請を踏まえ、平成19年度から地域協働による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対して支援を行ってきた。 現在までに地域協働によるこれらの取組は <u>15,000ha</u> を超え、一定の成果が得られたが、本県の農山村づくりにおいて「多彩で高品質な本県農産物の安定供給」と「農業の持つ多面的機能の発揮」という農山村の重要な役割を将来にわたって維持・発展させていく <u>必要がある。さらに</u>、農業構造の改善という産業政策に合わせ農村の振興を図る必要があることから、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や農地の出し手農家の農業への関わりの維持等を可能とする地域主体の保全管理の取組等の地域政策を強化することが重要である。 このため、従来の地域協働による農地等の資源や農村環境の保全活動等に加え、農業者や農業団体等で構成される組織による農業用水や農地の維持に必要な取組に対しても、多面的機能支払交付金により支援する。 <u>また、農山村地域の急速な人口減少や高齢化に対応して多面的機能支払による共同活動面積を拡大するとともに、後継者・参加者不足等により継続が困難な活動組織の体制強化に向けて、事務負担の軽減や組織の広域化、地域外の団体等との連携を推進していく。</u> 2. (略)	(様式第2－6号) 静岡県 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 1. 取組の推進に関する基本的考え方 静岡県は、農業者の高齢化・減少等に伴う集落機能の低下と担い手の不足等から農地や農業用水等の資源の保全管理が困難になっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の農業の持つ多面的機能の発揮への県民の要請を踏まえ、平成19年度から地域協働による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対して支援を行ってきた。 現在までに地域協働によるこれらの取組は<u>水田を中心に 10,000ha</u> を超え、一定の成果が得られたが、<u>依然として脆弱な農業生産構造と農産物を含む経済協定交渉等の国際化の進展や産地間競争の激化により、取組の一層の強化と迅速化が必要となっている。</u> <u>このような中、県は「静岡県経済産業ビジョン（2018年3月策定）」において、優良農地の集積による経営耕地面積の拡大による低コスト化を進めるとともに、それにより発生が懸念される集落機能の低下と環境の悪化に対する対応に取り組み、将来に確保すべき「農業に利用されている農地面積」を 59,200ha 確保することとした。</u> 本県の農山村づくりにおいて「多彩で高品質な本県農産物の安定供給」と「農業の持つ多面的機能の発揮」という農山村の重要な役割を将来にわたって維持・発展させていくため<u>には</u>、農業構造の改善という産業政策に合わせ農村の振興を図る必要があることから、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や農地の出し手農家の農業への関わりの維持等を可能とする地域主体の保全管理の取組等の地域政策を強化することが重要である。 このため、従来の地域協働による農地等の資源や農村環境の保全活動等に加え、農業者や農業団体等で構成される組織による農業用水や農地の維持に必要な取組に対しても、多面的機能支払交付金により支援する。 2. (略)

改正後	改正前																																																																				
3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ①② (略) ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 ア. イ. (略) ウ. 多面的機能の増進を図る活動 <table><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>多面的機能の増進を図る活動</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>53 農地周りの環境改善活動の強化</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>鳥獣被害防止のための対策施設の設置、害獣の捕獲、追い払い・追い上げ活動、緩衝帯の整備や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>多面的機能の増進を図る活動</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>59 県、市町が特に認める活動</td></tr><tr><td></td><td>☐ 地域活動指針に基づく活動</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>・県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>多面的機能の増進を図る活動</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>60 広報活動・<u>農村関係人口</u>の拡大</td></tr><tr><td></td><td>☐</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる<u>農村関係人口</u>の拡大のために、パンフレット、機関紙等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr></table> ④⑤ (略)	区 分	活動内容の追加	活動区分	多面的機能の増進を図る活動	活動項目	53 農地周りの環境改善活動の強化	活動内容	鳥獣被害防止のための対策施設の設置、害獣の捕獲、追い払い・追い上げ活動、緩衝帯の整備や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。	活動要件	—	区 分	活動内容の追加	活動区分	多面的機能の増進を図る活動	活動項目	59 県、市町が特に認める活動		☐ 地域活動指針に基づく活動	活動内容	・県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。	活動要件	—	区 分	活動内容の追加	活動区分	多面的機能の増進を図る活動	活動項目	60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大		☐	活動内容	多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる <u>農村関係人口</u> の拡大のために、パンフレット、機関紙等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと	活動要件	—	3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ①② (略) ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 ア. イ. (略) ウ. 多面的機能の増進を図る活動 <table><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>多面的機能の増進を図る活動</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>53 農地周りの環境改善活動の強化</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>鳥獣被害防止のための対策施設の設置、害獣の捕獲、追い払い・追い上げ活動、緩衝帯の整備や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>多面的機能の増進を図る活動</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>59 県、市町が特に認める活動</td></tr><tr><td></td><td>☐ 地域活動指針に基づく活動</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>・県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>多面的機能の増進を図る活動</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>60 広報活動・<u>農的関係人口</u>の拡大</td></tr><tr><td></td><td>☐</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる<u>農的関係人口</u>の拡大のために、パンフレット、機関紙等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr></table> ④⑤ (略)	区 分	活動内容の追加	活動区分	多面的機能の増進を図る活動	活動項目	53 農地周りの環境改善活動の強化	活動内容	鳥獣被害防止のための対策施設の設置、害獣の捕獲、追い払い・追い上げ活動、緩衝帯の整備や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。	活動要件	—	区 分	活動内容の追加	活動区分	多面的機能の増進を図る活動	活動項目	59 県、市町が特に認める活動		☐ 地域活動指針に基づく活動	活動内容	・県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。	活動要件	—	区 分	活動内容の追加	活動区分	多面的機能の増進を図る活動	活動項目	60 広報活動・ <u>農的関係人口</u> の拡大		☐	活動内容	多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる <u>農的関係人口</u> の拡大のために、パンフレット、機関紙等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと	活動要件	—
区 分	活動内容の追加																																																																				
活動区分	多面的機能の増進を図る活動																																																																				
活動項目	53 農地周りの環境改善活動の強化																																																																				
活動内容	鳥獣被害防止のための対策施設の設置、害獣の捕獲、追い払い・追い上げ活動、緩衝帯の整備や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。																																																																				
活動要件	—																																																																				
区 分	活動内容の追加																																																																				
活動区分	多面的機能の増進を図る活動																																																																				
活動項目	59 県、市町が特に認める活動																																																																				
	☐ 地域活動指針に基づく活動																																																																				
活動内容	・県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。																																																																				
活動要件	—																																																																				
区 分	活動内容の追加																																																																				
活動区分	多面的機能の増進を図る活動																																																																				
活動項目	60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大																																																																				
	☐																																																																				
活動内容	多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる <u>農村関係人口</u> の拡大のために、パンフレット、機関紙等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと																																																																				
活動要件	—																																																																				
区 分	活動内容の追加																																																																				
活動区分	多面的機能の増進を図る活動																																																																				
活動項目	53 農地周りの環境改善活動の強化																																																																				
活動内容	鳥獣被害防止のための対策施設の設置、害獣の捕獲、追い払い・追い上げ活動、緩衝帯の整備や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。																																																																				
活動要件	—																																																																				
区 分	活動内容の追加																																																																				
活動区分	多面的機能の増進を図る活動																																																																				
活動項目	59 県、市町が特に認める活動																																																																				
	☐ 地域活動指針に基づく活動																																																																				
活動内容	・県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。																																																																				
活動要件	—																																																																				
区 分	活動内容の追加																																																																				
活動区分	多面的機能の増進を図る活動																																																																				
活動項目	60 広報活動・ <u>農的関係人口</u> の拡大																																																																				
	☐																																																																				
活動内容	多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる <u>農的関係人口</u> の拡大のために、パンフレット、機関紙等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと																																																																				
活動要件	—																																																																				

改 正 後	改 正 前
(2) 交付単価 ① 基本的考え方 ア. <u>新規地区の交付単価</u> 静岡県資源向上支払交付金(共同)の交付単価については②および③に掲げる表に定めるとおりとする。 イ. 継続地区の交付単価 地域共同による農地・農業用水等の資源の質的向上活動が定着してきたことを踏まえ、法に基づき市町長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)の対象農用地については、②及び③ <u>(ウを除く。)</u>の表中単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。 ウ. 多面的機能の増進を図る活動の取扱い 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、別に農村振興局長の定めがある場合を除き、<u>ア、イいずれにおいても</u>当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。 ② <u>基本単価</u> (略) ③ 加算単価 ア 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組みを選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組(ただし、広報活動・<u>農村関係人口の拡大</u>を除く。)から2取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。 (略) (削る。)	(2) 交付単価 ① 基本的考え方 ア. <u>基本単価</u> 静岡県資源向上支払交付金(共同)の交付単価については、②に掲げる表に定めるとおりとする。 イ. 継続地区の交付単価 地域共同による農地・農業用水等の資源の質的向上活動が定着してきたことを踏まえ、法に基づき市町長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)の対象農用地については、②及び③の表中<u>の基本</u>単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。 ウ. 多面的機能の増進を図る活動の取扱い 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、別に農村振興局長の定めがある場合を除き、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。 ② <u>資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付単価</u> (略) ③ 加算単価 ア 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組みを選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組(ただし、広報活動を除く。)から2取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。 (略) <u>イ 農村協働力の深化に向けた活動への支援</u> <u>アの支援を受ける対象組織であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を令和5年度に行っている場合に、同年度を含む活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。</u> <u>(a) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織</u>

改正後	改正前																								
イ (略) ウ 環境負荷低減の取組への支援 事業計画に定める活動期間中に、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。 (a)化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組 (b) 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組 (c) 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組 (d) 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組 (e) 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組	<u>の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合</u> <u>(b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合</u> <table><tr><th>適用</th><th>地目</th><th>資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価</th><th>左記のうち国の助成</th></tr><tr><td rowspan="3"><u>基本単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから5年未満の農用地）</u></td><td>田</td><td><u>400円</u></td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td>畑</td><td><u>240円</u></td><td><u>120円</u></td></tr><tr><td>草地</td><td><u>40円</u></td><td><u>20円</u></td></tr><tr><td rowspan="3"><u>継続単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）</u></td><td>田</td><td><u>300円</u></td><td><u>150円</u></td></tr><tr><td>畑</td><td><u>180円</u></td><td><u>90円</u></td></tr><tr><td>草地</td><td><u>30円</u></td><td><u>15円</u></td></tr></table> ウ (略) (新設)	適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成	<u>基本単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから5年未満の農用地）</u>	田	<u>400円</u>	<u>200円</u>	畑	<u>240円</u>	<u>120円</u>	草地	<u>40円</u>	<u>20円</u>	<u>継続単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）</u>	田	<u>300円</u>	<u>150円</u>	畑	<u>180円</u>	<u>90円</u>	草地	<u>30円</u>	<u>15円</u>
適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成																						
<u>基本単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから5年未満の農用地）</u>	田	<u>400円</u>	<u>200円</u>																						
	畑	<u>240円</u>	<u>120円</u>																						
	草地	<u>40円</u>	<u>20円</u>																						
<u>継続単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）</u>	田	<u>300円</u>	<u>150円</u>																						
	畑	<u>180円</u>	<u>90円</u>																						
	草地	<u>30円</u>	<u>15円</u>																						

改 正 後				改 正 前	
	<u>区 分</u>	<u>環境負荷低減の取組の 10 アール当たりの交付単価</u>	<u>左記のうち国の助成</u>		
	<u>長期中干し</u>	<u>8 0 0 円</u>	<u>4 0 0 円</u>		
	<u>冬期湛水</u>	<u>4,0 0 0 円</u>	<u>2,0 0 0 円</u>		
	<u>夏期湛水</u>	<u>8,0 0 0 円</u>	<u>4,0 0 0 円</u>		
	<u>中干し延期</u>	<u>3,0 0 0 円</u>	<u>1,5 0 0 円</u>		
	<u>江の設置等 (作溝実施)</u>	<u>4,0 0 0 円</u>	<u>2,0 0 0 円</u>		
	<u>江の設置等 (作溝未実施)</u>	<u>3,0 0 0 円</u>	<u>1,5 0 0 円</u>		
(3) (4) (略)				(3) (4) (略)	
4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項				4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項	
(1) (2) (略)				(1) (2) (略)	
(3) その他必要な事項				(3) その他必要な事項	
① (略)				① (略)	
② 交付金の算定				② 交付金の算定	
4 の (3) ①に規定する地目ごとの交付単価（直営施工を実施しない活動組織にあつては、当該単価に 5 / 6 を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額を交付上限額とする。 <u>ただし、令和 6 年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、4 の (3) ①に規定する表中の地目及び区分ごとのの交付単価の欄に定める単価（次の 5 に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあつては、当該単価に 5 / 6 を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。</u> また、 <u>次の 6 に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に 200 万円を乗じて</u>				4 の (3) ①に規定する地目ごとの交付単価（ <u>実施要綱別紙 5 の第 3 に定める要件を満たさず、かつ</u> 直営施工を実施しない活動組織にあつては、当該単価に 5 / 6 を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額を交付上限額とする。また、 <u>実施要綱別紙 5 の第 3 に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に 200 万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。</u>	

改正後	改正前						
得た額のいずれか小さい額とする。 5. 組織の広域化・体制強化 <u>対象組織への組織の体制強化に対する支援として、6 に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付できる交付額は、次に掲げる表に定めるとおりとする。</u> <table><tr><th>区分</th><th>1 組織当たりの 交付額</th><th>左記うち国の助成</th></tr><tr><td>広域活動組織の設立 及び活動支援班の設置</td><td>40 万円</td><td>20 万円</td></tr></table> 6. 7. （略） 8. その他 <u>（1）活動記録と金銭出納簿について</u> <u>実施要領に規定された様式に加え、令和4年4月1日付け3農振第3016号農村振興局長通知により改正通知のあった多面的機能支払交付金実施要領に規定された様式1－6号（活動記録）、様式1－7号（金銭出納簿）についても使用可とする。</u>	区分	1 組織当たりの 交付額	左記うち国の助成	広域活動組織の設立 及び活動支援班の設置	40 万円	20 万円	（新設） 5. 6. （略） （新設）
区分	1 組織当たりの 交付額	左記うち国の助成					
広域活動組織の設立 及び活動支援班の設置	40 万円	20 万円					